

## 認知症施策推進計画について

### 1. 認知症施策推進計画について

令和6年1月1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を推進するための指針が示されています。また、市町村計画として認知症施策推進計画の策定が求められており、本市では実施計画2030において、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体として認知症施策推進計画を策定することとしました。

### 2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体として策定をする理由

認知症に関する取組については、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」として、位置づけこれまでも様々な取組を実施してきました。

認知症又は軽度認知障害の人の数は、単に高齢者人口が増えることにより増加する訳ではなく、高齢者集団の更なる高年齢化によって増加し、高齢者全体の有病率が上昇していくことが予測されています。国の推計では、2040年には高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になるとされており、本市においても、同様の有病率上昇を前提とした推計では、2040年には約25,000人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれます。

このように、今後多くの高齢者が認知症又は軽度認知障害の状態となることが想定される中、認知症施策は高齢者福祉施策や介護保険事業と極めて密接に関連しており、施策対象者や支援体制において重複する部分も多くあります。

また、これまで高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき継続的に認知症施策を推進してきた経緯を踏まえると、施策の一貫性及び継続性を確保することが重要と考えます。

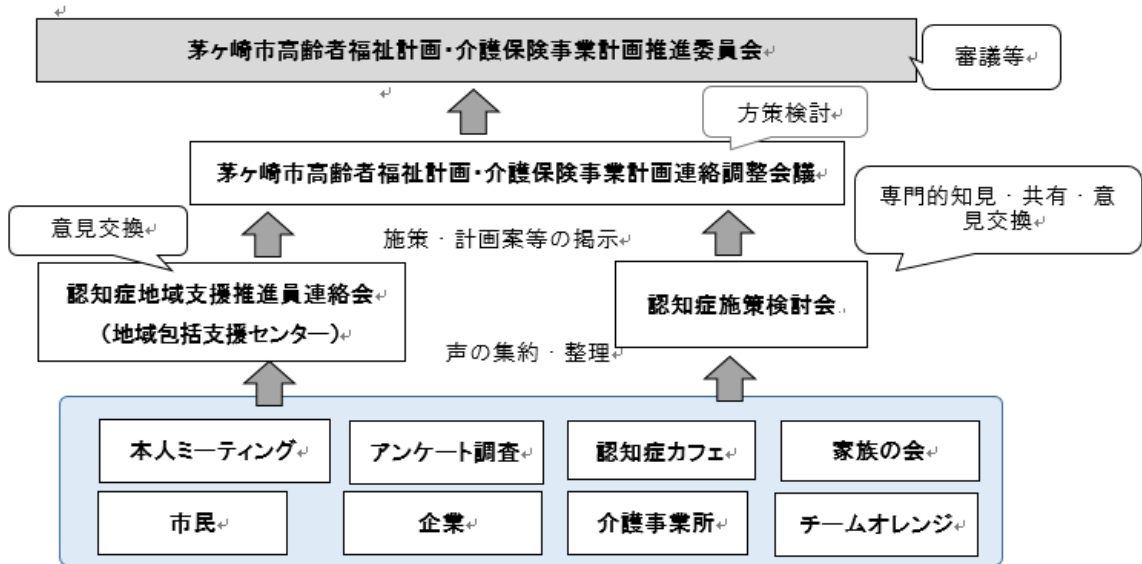
以上のことから、認知症施策推進計画については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体として策定することとします。

### 3. 認知症施策推進計画の策定に向けた審議等について

認知症施策推進計画については、令和7年第4回茅ヶ崎市市議会定例会において、茅ヶ崎市附属機関設置条例の設置目的の改正を行うとともに、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則の所掌事項の改正を行い、本推進委員会において、認知症施策推進計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の進捗に関する事項について審議等を行うことといたしました。

認知症に関する様々な施策につきましては、認知症の本人や家族、介護事業所など、認知症に関わる様々な方の声を聴くことが大切であることから、計画の策定にあたっては、認知症地域支援推進委員連絡会や認知症サポート医等が委員となっている認知症施策検討会において、関係機関と課題の把握や今後の方向性について、意見交換を実施したいと考えております。

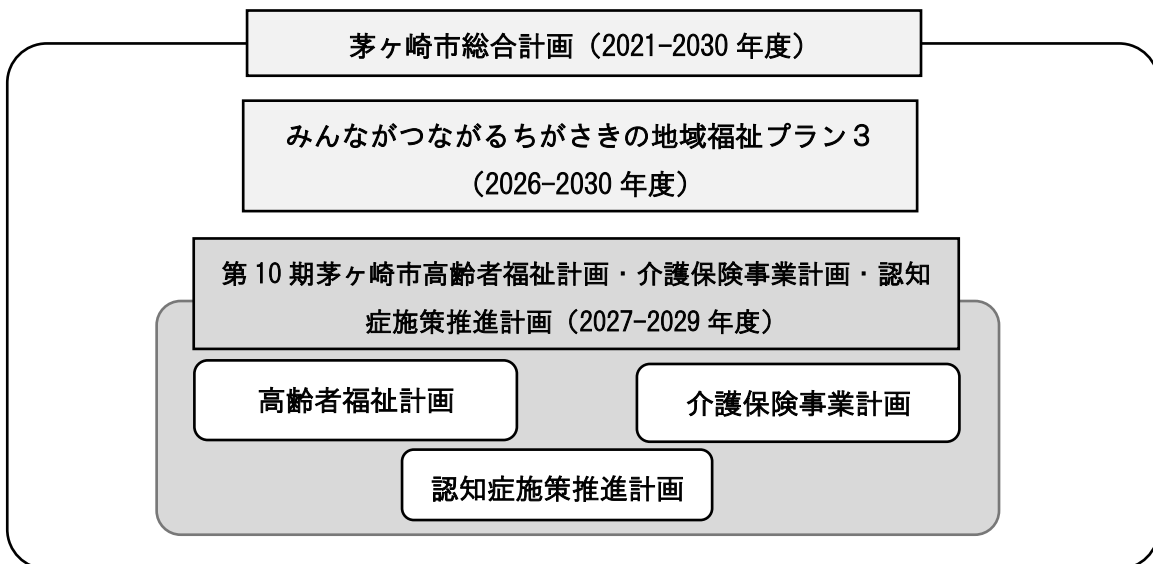
認知症施策の検討イメージ



4. 計画の名称について

認知症施策に関する計画は、「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体として策定をしますが、市民にとって分かりやすいものとするため、計画名称を明示することとし、「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」とします。

認知症施策推進計画の位置づけイメージ



## 5. その他

認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業として、令和6年12月に65～84歳の市民3,000人に対して、認知症に関する高齢者の実態調査のアンケートを実施しました。また、令和6年11～12月に医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員に279件に対して、認知症状に伴う困りごと等についてのアンケートを実施しました。

このアンケートの結果についても、認知症施策推進計画の策定にあたって参考とする予定です。